

第 9 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

農林水産省大臣官房政策課

第 9 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和 5 年 2 月 10 日（金）13：31～15：35

会場：農林水産省 7 階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について

- ・食料・農業・農村をめぐる情勢の変化
〔備蓄、食品安全・食品表示、知的財産〕
- ・食料安全保障強化政策大綱
- ・基本法検証部会の今後の進め方

3. 閉会

【配布資料一覧】

- 資料 1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿
- 資料 2 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化
(備蓄、食品安全・食品表示、知的財産)
- 資料 3-1 食料安全保障強化政策大綱のポイント
- 資料 3-2 食料安全保障強化政策大綱
- 資料 4 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の今後の進め方について（案）
- 参考資料 食料・農業・農村基本法

午後 1 時 3 1 分 開会

○政策課長 では、ただいまから第 9 回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は磯崎委員、井上委員、堀切委員、真砂委員が所用により御欠席ということでございます。

現時点での委員の出席者は16名でありまして、食料・農業・農村政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による定足数、3 分の 1 以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 第 9 回の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本当に御多忙の中、こうしてお集まりいただきましたことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回は、前回の部会で中嶋部会長から御指摘のありました、備蓄、食品安全・食品表示、知的財産、さらに食料安全保障強化政策大綱について、農林水産省の方から御説明をさせていただきます。また、その後、部会長から、今後の部会の進め方についてお示しいただくとお話を伺っております。委員の皆様方には活発な御議論を賜りますことをお願い申し上げます。大変簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○政策課長 ありがとうございます。それでは、この後の議事進行は中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。委員の皆様におかれましては、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は15時30分まで開催する予定となっております。

それでは、議題に入ります。

今、御紹介いただきましたが、本日は、基本法制定後20年間で大きな変化があった事項、それから食料安全保障の観点から重要な事項として、前回お願いいたしました備蓄、食品安全、これに食品表示も加えさせていただいております。それから、知的財産について。さらに、第7回の部会で御指摘のありました「食料安全保障強化政策大綱」について、併せて事務局から御説明をお願いすることになっております。 それでは、早速、よろしくお願いいたします。

○総括審議官 それでは、資料2と、あと資料の3-1、3-2を用いて御説明をさせていただきます。

まず、資料の2、これは前回、部会長より御指示いただきました、備蓄、食品安全・食品表示、あと知的財産について御説明をさせていただきます。

まず、備蓄についてでございますけれども、3ページを御覧ください。

まず、現行の日本の備蓄制度ですけれども、米、食糧用の輸入小麦、あと輸入の飼料穀物について備蓄を行っております。

米につきましては、国内の不作に対して、一定程度、輸入をせずに国内産でもって対処し得る水準の備蓄を行う。

あと、輸入が多い小麦、飼料穀物につきましては、不作時に代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間、大体2、3か月程度ですけれども、その期間に対処し得る水準を確保するということを基本に設定をしております。

なお、かつては食品用の大豆、これも備蓄事業をやっておりましたけれども、備蓄の放出が行われていないということを理由に、2010年度をもって廃止をされております。

また、新しい備蓄として、4ページを御覧ください。肥料につきましては、昨年成立しました経済安全保障推進法、この中で、特定重要物資というものが昨年の12月23日に指定されたわけです。その中の1つとして肥料が含まれております。この肥料につきましては、この経済安全保障推進法に基づいて備蓄の事業を行うということで、現在、その実施のための検討を行っているところでございます。

考え方は小麦や飼料穀物と同じでございますけれども、2027年までに、年間需要量の3か月分相当の備蓄を行うための体制の整備を今検討しているところでございます。

次に、5ページを御覧ください。諸外国における備蓄の制度でございますけれども、様々ございまして、イギリスのように、かつては国家食料備蓄を行っていましたが、1990年代に廃止されたもの。

あと、ドイツ、これは先ほど不測の事態の方で過去に説明しましたけれども、国家穀物備蓄と、あと民間の有事備蓄、両方を実施しております。

また、オランダ、これについては備蓄についての情報は特段ない。

スイスは憲法で備蓄についての規定がございますので、輸入業者、製造業者について、一定の食品について備蓄が義務づけされております。

また、ニュージーランドも特段ない。あと、ノルウェーにつきましても、公的備蓄制度については2003年に廃止されましたけれども、2011年に新しい経済準備法という仕組みができて、民間企業に備蓄を義務づけている。

あと、中国ですけれども、長年にわたり、小麦とトウモロコシの備蓄をしていますけれども、在庫がかなり増えたということで、2016年にトウモロコシの臨時買付備蓄制度が廃止されるというようなことで、若干の見直しが行われているということでございます。

各国、様々でございますけれども、相対的な傾向としては、官だけでなく民も併せて備蓄をやっているという傾向が大きいかと思います。

6 ページですけれども、今後の考え方についての提案でございすけれども、備蓄を国内の倉庫で備蓄をすると、やはりかなりコストが掛かりますので、右下の表に米と小麦と飼料穀物の備蓄の費用、米については約490億円コストが掛かっている。小麦は約42億、飼料穀物は約15億ということで、米はトン当たりになれば約5万円、小麦は約5,000円、飼料穀物で約2,000円というふうになっておりますので、やはりコストは掛かる仕組みと。

かつて、大豆の備蓄というのは、これは民間も含めて不要と判断したのも、非常にコストが掛かる仕組みだということがありますので、全てを国内の倉庫で保管するということではなくて、トータルとしての、余裕を持って国内に活用できるような総合的な備蓄というのを考えていくべきではないか。

具体的には、国内の生産余力、国内の民間在庫に余裕をもたせる。あと、海外の生産農地で、日本向けに提供できるものを確保していく。あと、海外の倉庫の在庫に余裕をもたせる。あと、海外からの輸送過程にあるもの等も含めて、そういう形で総合的な備蓄として評価していく中で、食料安保上必要な備蓄というのを適正に行っていくということが望ましいのではないかと考えております。

次に、食品安全・食品表示について御説明をさせていただきます。

まず、8 ページを御覧ください。今の基本法は1999年にできましたけれども、その後、2001年に国内で初めてBSEの感染牛が確認されました。世界の食品安全政策の在り方

というのはこのBSEの流行で抜本的に変わったということで、日本につきましても、2003年に食品安全基本法が制定され、その中で食品安全委員会というリスク評価機関ができる。農水省におきましても、リスク管理機関として、消費・安全局を設置した。その後、2009年に総合的な食品安全政策を行う消費者庁の設置が行われております。

以下、食品安全基本法の中で大きく変わった考えについて、御説明をさせていただきます。

まず、9ページを御覧ください。食品安全基本法の基本理念ですね。国民の健康保護が最も大事。また、フードチェーンアプローチですね。農場から食卓まで安全性を確保することと、リスク分析に基づく食品安全の確保というようなことが挙げられております。

最も大事なのはこのリスク分析でございまして、中立的な機関がリスク評価を行う。このリスク評価に基づいて、リスク管理機関がリスク管理を行う。また、そのリスクについては、リスクコミュニケーションを行って、消費者と情報交換を行って、認識を高めていく。そういう仕組みに基づいております。

また、製造工程に関する考え方も変わりました、10ページ、11ページですけれども、生産・製造工程において、食品の安全を確保していくということが最も効率的ではないか。従前はそういったことはなくて、基準はあるんですけれども、市中に出回って、この基準を超えたものを流通禁止にする、そういう考えをやっていたんですが、その考え方が変わったということで、具体的には11ページにあるようにHACCPですね。これは、危害要因の分析を行った上で、その危害要因に対応する重要管理点を定めるということで、製造工程における安全性を確保していくという仕組みでございます。

基本的に、1993年にCodexがそういった原則と手順を示しまして、その後、各国で食品安全行政に取り入れられていった。

日本は、諸外国に比べれば、かなり後の方なんですけれども、食品衛生法を近年、改正いたしまして、2021年6月から、原則、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施が義務化されています。

こういったリスク分析に基づく食品安全の行政、またHACCPに基づく生産・製造工程での食品安全の管理という観点から、何点か議論をしたいというふうに思っております。

次に、12ページでございます。まず、輸入食品の安全管理に関することですが、日本につきましては、さっき言ったHACCPにつきましては、基本的に食肉類については

HACCPに基づく衛生管理をしているということを確認することになっております。

ただ、諸外国を見ますと、EUにつきましては、食肉だけではなくて水産物も含めた動物性食品につきまして、EUの仕組みに基づくHACCPというのに基づいて、その施設の登録を受けたものからしか輸入ができない。さらに、近年、混合食品といって、いわゆる加工品についても、原料をそういった登録施設からしか輸入できないというふうになっています。

また、アメリカにつきましても、EUにかなり近い、食肉、水産物について施設登録制度がございましたけれども、それに加えて、FSMAという食品安全強化法に基づいて、全ての食品について、輸入品も含めて、HACCPベースでの管理が行われたものというふうになっています。

中国につきましても、類似の仕組みを取っておりまして、特に昨年、企業登録制度というのを設けまして、基本的にはHACCPベースでの管理が行われており、要求をすることになる。

そうした場合、日本国内はHACCPベースの管理になりますけれども、輸入の水際の管理というのは、実は輸入時にサンプルチェックを行って、そこで検査を行って、その検査に引っかかったものは輸入させない。どちらかというともあまり新しくない方法を取っておりますので、諸外国の例に基づきまして、輸入品についてもHACCPベースの輸入管理というのをもっと徹底していくということは考えられるのではないかとということが1点でございます。

次に、13ページ、14ページでございます。生産資材の安全確保ということで、農薬、それから添加物等についても、リスク分析の指標に基づいて、随時、ポジティブリスト制度に移行した後の制度の充実を図っているところでございます。

右側にある農薬の再評価、昨年行いました薬剤耐性についてのリスク分析、リスク評価、リスク管理を行っております。

ただ、右下にございますように、農薬・動物用医薬品につきましては、完全なポジティブリストへの移行の途中でございまして、安全性の確認が済んだものが523、済んでいないものが237と、かなり多く残されているという状況でございまして、早期に評価を終了させていくということが必要ではないかと。

また、14ページ、同じように、添加物につきましては、リスク評価を行っている指定添加物というものと、既存添加物、これは自然由来の添加物が多いんですけれども、国内

で昔から使っているということで、リスク評価を行わなくても、引き続き使えるものというものがかなり残っております。大体、全体の3割から4割ぐらいは既存添加物が占めている。

実は、リスク評価を行っていない添加物ですので、この添加物を用いた食品というのは海外には輸出できない。右の方にありますけれども、一部、中国、韓国等で輸出できる国もありますけれども、原則的には輸出できないということでございまして、その観点からは、この添加物というのが加工食品の輸出の障害の最大の要因の1つになっているということでございますので、リスク分析という方針から考えると、こういった在り方についても検討してもいいのではないかというふうに思っています。

また、情報でございまして、15ページ、食品添加物等の考え方、これも各国で過去のいろんな制度の経緯というものがございまして、一概にそれを評価することは難しいんですけれども、Codexという国際基準と、日本での添加物の扱いで、どういうものが添加物かというのが異なるというようなこともあります。これも日本国内で流通をしているときにはいいんですけれども、海外に出すときには、その定義が異なるということが実は障害となっている。

次に、食品表示の制度でございまして、16ページにございますように、食品表示制度、過去はJAS法、食品衛生法、健康増進法の3法に分かれていたんですけれども、消費者庁の設立に伴って一元化され、食品表示法が制定されました。現在、一元化された食品表示法の中で、随時見直しを行っているところでございます。

17ページにございますように、やっぱり日本独自のルールというのが食品表示についてもございます。食品表示に関する規格、基準についても、基本はCodexにできるだけ整合するように求められているということでございまして、例えば日本の場合は、原材料について水等は省略可になっているとかですね。

あと、食品添加物について、基本、食品添加物は全て列記する。一括名表示というのは不可となっておりますけれども、日本は一括名の表示というのも一部可能になっているというようなこともございますので、これにつきましては、消費者庁の方が、昨年、政府で出した輸出拡大実行戦略において、輸出促進と国内で販売される輸入食品も含めた合理的な消費選択に資するため、現行の食品表示制度を国際規格・基準との整合性の観点も踏まえて見直すこととしているということで、現在、見直し作業を行っているところでございます。

最後に、知的財産について説明をさせていただきます。

19ページを御覧ください。実は、農業・食品産業というのはいろんな知的財産が関係をする、どちらかというところ、知識産業・情報産業でございますけれども、実は農業関係者や職員というのは、あまり知的財産に関する認識が深くないというのが実態でございます。

その影響でございますけれども、20ページを見ていただきたいんですけれども、これ、シャインマスカットの流出の例。これは、非常に有名でございますけれども、現状、どうなっているか。

2019年段階で、日本では1,840ha、国内でシャインマスカットの生産が行われておりますけれども、韓国は1,800ha、中国は5万3,000ha。韓国、中国ともに栽培面積はさらに拡大をしておりますので、日本の約30倍の面積で既に中国で栽培されている。ライセンスを行ったとき、ライセンスというのは、例えばシャインマスカットの苗木であると、シャインマスカットのブドウの果実の販売価格の大体3%~5%ぐらいというのが相場なんですけれども、3%と想定した場合には、年間100億円のライセンス料が本来入ってきていたと。海外での登録をしていけませんので、一銭も入ってきておりませんけれども、そういう重大な影響を及ぼすということで、現行基本法には知的財産に関する記述は全くございませんけれども、国際競争力を考えた場合にも、非常に重要な要素ではないかというふうに考えています。

21ページは、いろんな品目で流出のおそれがあるということについて説明をさせていただきます、22ページ、これはあまり、これまで出したことがないような資料でございますけれども、流出の時期についてでございます。

シャインマスカット、先ほどの例でございますけれども、国内で品種登録されたのは2006年でございます。国内では、当然、品種登録をされた後に、生産する農業者への苗木の配付というのをやるんですけれども、この品種登録をされた時期、ほぼ同時期には、既に海外での栽培が確認されているということ。

国内の例として、「にじゅうまる」の例を挙げておりますけれども、品種登録が行われたのが2017年でございますけれども、その登録が完了する前に国内で苗木が配付されて、登録前には他産地で栽培されているというのが確認をされておりますので、どちらかというところ、開発段階にかなり近いところ、若しくは苗木を配付するときの生産段階で流出するリスクというのが非常に高いというケースが多いというふうに言えると思います。

この辺りというのは、どちらかというところ農業関係者による知財管理という問題になります。

すので、農業関係者の知的財産の知識の低さというのが流出を招いているおそれが非常に高いというふうに思っております。

そういった観点から、現在、政府で検討しているものとして、23ページに育成者権管理機関の設立というのを検討しています。やはり、零細な農業者であるとか、種苗の開発者、種苗会社というのが自ら、特に外国に対して、品種の権利を保護するとか、またライセンスを付与した場合にその契約を維持するというのはかなり難しいというのが実態でございますので、そういった人たちの共同の組織として育成者権管理機関というのを作って、そこが一元管理するというようなことを考えてはどうかというふうに今検討しているところでございます。

同様の例として、右下にシカソフというフランスの種苗会社が共同で作った会社でございますけれども、これはまさに共同で種苗の管理、ライセンスを一元化して行うということで、安定した運用を行っているという事例もございます。

次に、24ページでございますけれども、今後の知財として、どちらかといえば、これまで種苗であるとか、あと畜産物の血統であるとか、ものに着目したものが多かったんですけれども、今後は、ノウハウの保護ということについても知的財産の保護を考えていかなければならないと。

昨年、農水省で「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」というのを出したので、こういったノウハウの保護、実は、これ、DX化とかスマート農業というものが進むと、暗黙知から認識化されることが多いので、流出のリスクというのは高まるわけですが、政策として考えていかなければならないというふうに考えています。

最後、25ページでございますけれども、「標準」の活用。実はこれ、「標準」というのも知的財産の一部と言われているわけですが、こういった日本の作っているものであるとか、その作り方というのを規格化・標準化をすることによって、例えば模倣品を防ぐとか、一定の品質管理を行うとかですね。また、そういった基準をもって、海外に進出していくというようなことが可能になります。

日本もJAS制度に基づいて、2018年に品質の標準化プラスブランド化であるとか、標準化をプラスアルファの価値を作るものとして見直していくというようなことを行っておりますし、こういった標準化の海外展開の取組として、「みそ」JASの制定を行って、模倣であるみそを排除していくとか。

あと、「標準」をうまく使う方法として、有機農産物については同等性評価。近年、有

機酒類についても同等性評価を行われるよう改正をしましたがけれども、それによって、海外においても有機についての認証を獲得できるというようなことで、この「標準」についても、より積極的に使っていくことが必要ではないかというふうに考えております。

最後、論点でございますけれども、まず備蓄につきましては、国民への食料の安定供給については、国内の生産の増大、あと輸入と備蓄、これを組み合わせて行うことになっておりますので、輸入に依存している品目・物資の備蓄、これをはじめとして、食料安全保障の観点から、国内需要や輸入先国の調達リスクを考慮して備蓄というのを活用していくことが必要だと考えております。

一方、備蓄というのは少くない費用負担を伴う仕組みでございますので、国内での生産余力や民間在庫、海外での生産や保管状況、海運などの輸送状況、そういったものを総合的に考慮しつつ、適切な水準を含めて、効果的・効率的な備蓄運営の在り方を検討する必要があるのではないかと考えております。

また、食品安全・食品表示でございますけれども、基本法制定後の20年の間に最も行政が進んだ分野でございます。2003年に食品安全基本法が制定されるということで、世界的な潮流となったリスク分析のような、食品安全の確保に関する体制の整備・強化を図っていったところでございます。

米国、EU等、一部の食品について、HACCPベースでの食品安全管理を国内だけではなくて、輸入食品についても求めるということでございまして、食品安全の確保というのは国民の健康保護だけではなくて、産業競争力にも直結する課題となっております。

安全な食料の供給というのは、現行基本法におきましても、消費者施策の重要な柱として規定されております。食料供給が、今後、さらにグローバル化の中で、食品表示制度については、国際基準との整合性の観点を踏まえて、必要な見直しを行うということとされております。食品安全の確保に関する各種リスク管理につきましても、科学的知見に基づいて行われているリスク分析等の考え方を踏まえて、引き続き必要に応じて、見直し・対策の充実強化を行っていく必要があるのではないかと考えています。

また、知的財産でございますけれども、現行基本法には知的財産に関する規定というのはございませんけれども、優良品種が海外流出し、得られるべき利益を逸しているという事例が近年相次いで確認をされております。知的財産の適切な管理、運用、その活用、これが農業競争力の維持強化に不可欠というふうに考えています。

一方で、農業分野では、知的財産の価値についての認識や適切な管理・活用の意識とい

うのが非常に乏しいというのが実態でございますので、農業者等の知的財産に関する意識の普及・啓発、流出防止を強力に進めていくべきではないか。

また、現在検討が進められている育成者権管理機関の設立をはじめとして、農業・食品分野の知的財産の管理・活用に向けた取組を一層推進していくべきではないかというふうに考えています。以上、資料２でございます。

引き続き、資料３－１を御覧ください。資料３－２に本体がありますので、後ほど、見ていただければと思いますけれども、食料安全保障強化政策大綱について、資料３－１を用いて説明をさせていただきます。

これ、昨年12月27日に政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部で決定されたものでございます。

まず、そのポイントですけれども、最初の点線の枠組みに入っているように、この政策大綱において、令和４年度第２次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策、いわゆる畑地化の推進であるとか、そういったものを決めたわけですが、それを引き続きやっていくということで、食料安全保障の強化のための重点対策を位置づけて、これを継続的に実施していく。

理由として、補正予算というのは単年度でございますので、ただ、こういった構造転換というのは、単年度では十分な効果を発揮できないので、来年度以降も継続的にやっていくという方針を示したものでございます。

また、現在、食料安全保障の観点も含めて、食料・農業・農村基本法の見直しをまさにやっていますところでございますけれども、そこにつきましては、この基本法の見直しの検討結果も含めて、本政策大綱について、施策の見直しであるとか、KPIについての改善というのを行っていくということを位置づけたものでございます。

以上を踏まえて、この大綱に書いていることでございますけれども、ローマ数字のⅠ、食料安全保障強化のための重点対策ということで、説明しました構造転換対策を中心に、これを継続的にやっていくと。

具体的には、１の（１）に書いている、食料生産に不可欠な肥料、飼料等を国内資源の活用等へ大きく転換していくということで、堆肥であるとか下水汚泥資源の肥料の利用の拡大を行っていくということで、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策を実施する。あと、耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大を行っていく。あと、省エネ技術の導入加速化をするというような取組をしたりしております。

また、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせながら、過度な海外依存から脱却するということで、水田の畑地化による、麦・大豆等の本作化であるとか、あと、米粉の生産・利用の拡大支援。あと、食品産業事業者における国産切替えなど、原材料の調達安定化の支援等。

また、生産資材の価格高騰に対する影響の緩和ということで、肥料、飼料、燃料の高騰等に対応したような、公庫による資金繰り支援であるとか。

あと、適正な価格形成と国民の理解の醸成をするとともに、食品ロス、フードバンクへの支援等を行うというようなことを期待する。

また、そこに併せまして、新しい資本主義の下、農業をやっていく主要施策として、この検証部会でも御議論いただいたようなスマート農林水産業による成長産業化、あと、農林水産物・食品の輸出の促進、あと、農林水産業のグリーン化、そういったところも記述をしているところでございます。以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの御説明を踏まえて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思っております。

それで、今日はヒアリングのお話を聞く時間はございませんので、少しお時間があるということで、今まで委員の皆様には、ある意味、言いつばなしになっていただいていたところがあるんですけれども、せっかくですので、少し本省の方からリプライをしていただくような形で進めればと思っております。4名程度が1つの塊で、それでお答えいただこうと思うんですが、今お話しいただいた備蓄、食品安全・食品表示、それから知的財産、食料安全保障強化政策大綱の部分については、今のようにお答えをいただきます。それから、一旦区切って、この後に今後の進め方についてのお話も少ししたいと思っておりますが、そこに対する御意見も述べていただければと思います。それはリプライの中では扱わないで、一旦区切った後に、必要に応じて少し御議論させていただくという、そんな感じで進めたいと思います。一応、時間を見ますと、お一人3分程度は御発言いただけるのではないかと思います。あまり長くない程度に御発言いただければと思っております。いつものとおり、特段順番は指定いたしませんので、挙手していただければと思います。

本日御欠席の堀切委員からは事前に御意見もいただいておりますので、配付させていただいているところであります。

それでは、いかがでございましょうか。それでは、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 合瀬です。説明ありがとうございました。

この後で会議の進め方等について議論するということでありましたが、1つ確認しておきたいと思います。今日から本格的な御議論ということになると思うんですが、この部会が最終的に何を指すのかというところに関するところですので、先に質問させていただきたいんですが、個別法をどうするのかというところなんです。基本法は、基本的には理念だとか方向性だとかを定めているものです。これまでいろいろ説明していただいたもの、いろんな時代の中で合っていないなというのは、どちらかというと個別法のところが多い。ということは、個別法の見直しまで踏み込んでやるのか、それとも、個別法が現実と合わないところを考えて、基本法のところを見直すだけの作業にするのか、この辺りのところ、どういうふうを考えるのか。まず、そこをお聞きしたいというふうに思いました。

というのは、今日の御説明で、知的財産のところは、確かに基本法には全く触れられていなくて、ここは付け加えるべきだと思うんですが、一方で、備蓄なり、食品安全・食品表示のところはある程度書いてあるんですね。特に食品表示のところは16条にかなりきちんと書いてあって、ここから逸脱してはいないだろうと思うんです。ところが、今回こういうのを議題に持ってきたということは、個別法まで踏み込んで議論するのか。この部会のスタンスをどういうふうを考えればいいのかというところがありますので、ちょっと説明していただければというふうに思います。

○中嶋部会長 一応、私の理解では、それは後半戦で今日はやらせていただいた方がいいんじゃないかなと思います。御説明いただいたことの一つ一つの事実確認及びそれを含めた延長的な御質問をまず受けて、そこで一旦区切って、今大事な御指摘だったと思いますので、そこで扱うことでよろしいでしょうか。他によろしいですか。もし、そういう意味で質問があれば。

○合瀬委員 多分この辺は個別法に係るところだと思うんですが、例えば備蓄のところ、食料安全保障の面で大変重要なところだと思うんですが、海外の事例を幾つか紹介していただきました。そこで、紹介された、例えばイギリスは、国家食料備蓄は1990年代前半に廃止とか、かなり国としての関与を減らしているところが多いように見えるんですけれども、どういう考え方の下にこういうことをやったのかということが、もし分かれば、その辺りのところを御紹介していただきたいというふうに思います。

あと、食品表示のところでは言いますと、海外と国内とで統一されていないところを

Codexに倣って見直すということでありましたけれども、原料原産地表示とか、他の国がやっていなくて、国内でしかやっていない、他の幾つかの国ではやっておりますが、そういうものも含めて見直していくのかどうかみたいなところを、この辺も個別法に関わってきますので、その辺りのところも考え方を示していただければというふうに思います。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、香坂委員、それから二村委員、それから中家委員、一旦、ここまで4人ということをお願いいたします。

○香坂委員 香坂です。

知財について、コメントさせていただきます。ボトムアップで関係者の意識を高めていくという点は大変大切で、それを個別なのか、あるいはこの基本法のどこかに知財を位置づけてやっていくのかという点についても賛成です。

そのやっていく主体、やり方として、確かにこれまで弱かった、特に農業関係者から流出している可能性があるものがあるとすれば、かなりそこに向けて普及・啓発をしていくのはそのとおりです。それをやるのが育成者権管理機関がよいのか、あるいは、JAですか、あるいは普及員のような方がやっていただくのがよいのか、その辺りは少し考えてもよいのかなと思います。

あわせて、ノウハウの流出というお話の中で、どちらかというところそういう匠の技とか、あるいは、ある事業者がもっているようなノウハウについて、個人ないしは一事業者に割り当てられるものというのはいいと思うんですけども、GIのように地域で共有されてきたものとか、そういったノウハウみたいなものを守っていくときに、地理的表示の保護というのもあるんですけども、共同体でやっているものとしてですね、その個人レベルに必ず権利が割り当てられるのかどうかというのは、やっぱり農業・林業の特色としては考えなきゃいけない1つのポイントであらうかというふうに思います。

あと、GIに関連して、これから観光とか、そういったもの、地域ならではのものをインバウンドのお客さんなりに楽しんでもいただく際には、もしかしたらRMOとか、あるいは観光のようなところと連携した地理的表示の保護制度の活用ということもあり得るんじゃないかなというふうに思います。

一方で、海外の育成者の権利の関係の団体などはネットのオークションとかも監視しているような動きもあります。その監視をしていくような役割とボトムアップで知識を底上げしていくような知財のところというのが大事じゃないかなと思います。

日本の、何となく、食品はもうすごく高品質でよいというのは、そのとおりだとは思いますが、一方では、オリンピックのときに、多くの自治体とか集落の方が自分たちのものを、例えばオリンピックで提供したいといったときに、HACCPとかGAPとか、そういうのが実はクリアしないといけないという意識がなかったというようなところもあって、そういうやっぱり普及・啓発とか、こういう制度をクリアしないと海外に出せなかったりする場面があるんですよということも含めて、しっかりとボトムアップをしていくということが大事ではなかろうかと思います。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 ありがとうございます。それでは、意見です。

1点目、備蓄についてですが、やはり、残念なことではありますけれども世界の情勢が非常に不安定だということもありますので、備蓄の強化自体は必要なんだと思います。

ただ、先ほど、大豆の例で御紹介がありましたけれども、備蓄の強化ということが、それ自体が目的化してしまっていて、過剰になるということはやはり避けるべきだと思います。備蓄の量を、きちんと情勢などを見ながら調整する仕組みですとか、あるいは備蓄されていたものが無駄に、今も多分無駄にはなっていないとは考えていますが、無駄にならないようにきちんと用途を確保するといったことも必要だと思います。

また、当然のことではあります、その備蓄強化のためのコストについて、分かりやすく国民に示す必要があるのではないかと思います。

それから、2点目に食品安全についてですが、基本的には御説明にもありましたように、BSEの教訓から成立した今のリスクアナリシスの仕組みをきちんと運用していくということが一番肝要だと思っております。

表示の件ですけれども、先ほど合瀬委員からもありましたが、表示の国際標準化ということの中で加工食品の原料原産地表示のことが全く触れられていなかったのは、若干、私としては疑問に思いました。

というのは、この制度の導入のときに、各方面から、消費者の理解が不十分ではないとか、誤認を招くのではないとか、あるいは実行可能性の問題、それから国際整合性の観点から、かなり懸念が出された上でこのようになっていたはずで、ここについてはきちんと考える必要があるのではないかと思います。

それから、3点目に知的財産の件ですが、農業をこれから強くしていくという点で非常に重要だと思いますし、この後、気候変動に対応した品種の開発なども必要になってくる

と思います。新しい仕組みが検討されているということで、期待はしたいところなんです
が、できればコメントいただきたいと思ったのは、これまでの流出事例で、農研機構です
とか県ですとか、割としっかりした組織のところから流出が起きているということです。
もちろんここに書いていない、個人の方などからの知的財産の流出というのもあったのか
もしれませんが、ただ、こういうしっかりしたところから、なぜ流出してしまった
のかということをしっかり把握をしないと、この仕組みとその課題との関係では整合しな
いのではないかと思いますので、ここはできればコメントいただきたいと思っております。

それから、技術とかノウハウというのも確かに知的財産なんだろうと思うんですけど
も、一方で、やはり合理化していくとか効率化していくということ、あるいはよいものを
各地で作っていくということを考えると、技術とかノウハウというのは、できれば横展開
をしていきたいものなのかなとも思ったので、やや、この保護政策というのには違和感も
あります。ですので、どの範囲については保護して、どの範囲についてはむしろどんどん
横展開していくのかということの、もしかしたら、区分けが必要なのかかもしれないと感
じました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、中家委員、お願いいたします。

○中家委員 ありがとうございます。説明ありがとうございます。

私から、何点かコメントさせていただきます。

まず、備蓄でございますけれども、米の100万トンの備蓄水準については、3 ページに
は2001年当時の需要量をベースに設定ということで書かれておりますけれども、米は食
料安保の中では要でありますし、象徴的な存在であるということから、慎重にこの量につ
いては検討する必要があると思っております。

あとは、民間在庫を含めた備蓄の在り方が提起されておりますけれども、米の備蓄方式は
小麦と異なって、いわゆる棚上備蓄でございます。通常、主食用に流通しない形で運用
されております。したがって、この点については十分留意する必要があると思ってお
ります。

一方、輸入に依存している小麦、大豆、飼料作物につきましては、国内の増産に向けた
政策を大きく打ち出しておりますので、それを考えれば、国産の小麦、大豆、飼料作物を優
先的に活用することを前提に、備蓄の検討を行うことが必要と思っております。

それから、食品の安全につきましては、国産農畜産物の安全性を消費者の皆さん方に見

える形で担保する、このことは非常に重要であろうと思ってございます。その意味で、消費者、あるいは事業者が付加価値を適正に評価いただく、このことを前提に国際基準の整合性を図っていくことも必要となってくると思ってございます。一方では、欧米主導の国際基準をそのまま受け入れているわけでございますけれども、そうではなくて、国際的なルールづくりにおきましては、アジアモンスーン地域における我々の農業の特性をしっかりと主張していただけたらなと思ってございます。

それから、知的財産の関係でございますけれども、論点にもございましたが、この現行の基本法には知的財産の保護・活用についての記載が一切ありません。輸出拡大あるいは農業所得の向上、こういう部分から、品種の開発や改良と同様に、これらの知的財産の保護・活用も極めて重要であろうと思ってございます。特に、農業に限らず、知的財産の活用が世界的には重要であるということからして、この基本法には明記をする必要があると思ってございます。以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございます。では、一旦、ここで区切りまして、対応できる範囲内で結構ですが、よろしくお願いします。

○総括審議官　まず、私の方から答えられるところだけは答えまして、補足があれば、関係局の方からお願いしたいと思います。

まず、合瀬委員の備蓄の話がございました。これ、ちょっと、よく調べたいと思いますけれども、近年、国家備蓄がなくなってきた、やっぱり最大の要因は冷戦による紛争ですっかりなくなってきたということが、イギリスであるとかノルウェーであるとか、多いんではないかと。中国の緩和というのは、どちらかというとな財政的な事情だというふうに聞いておりますけれども、ちょっとより詳細な情報を再度確認させていただければというふうに思います。

また、二村委員にもありました食品表示のところでございますけれども、これ、今、消費者庁がまさに検討して、昨年11月の輸出拡大実行戦略の中でこういった方針に見直していきたいと、内容を御説明したものでございますし、今のところ、それ以外の項目を含めて検討という話は消費者庁からは聞いておりません。

ただ、こういった国際基準とちょっとずれるようなものというのは、過去の回でも言いましたけれども、日本国内だけを想定している供給体制の場合はそんなに問題にもならないんですけれども、海外にも売っていくといったときには、違う「標準」の考え方で、再度標準化し直さなければならないとか、そういった、かなり国内事業者のコスト要因にな

るということもございますので、海外を目指すときというのは、できるだけ国際基準の考え方に沿ってやっていくという方が、海外市場の開拓ということには有利なんではないかというふうに、我々は考えています。

また、香坂委員から、知的財産の話ございましたけれども、ノウハウのところで「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」というのを出しましたけれども、まさに農業の営業秘密の独自性というのは個別の法人格、法人であるとか、特定企業で営業秘密を管理しているわけではなくて、例えば農協であれば生産部会とか、そういうところで共有するというところの違いをどうするか、そういうようなことについて、一定のグループで共有するということにつきましても、そのグループ内でしっかり管理をされていれば、営業秘密等でもちゃんと知的財産は保護されますので、そういったやり方をしっかり周知していくということが必要かなというふうに思っております。

あと、観光につきましては、まさにフランスなんか観光とGIというのを交えた町おこしみたいなものをやっておりますので、そういった活用もしっかり考えていく必要があるんじゃないかと。

また、二村委員の方に、農研機構であるとか県とかの流出のリスクというのがありまして、1つはシャインマスカットの事例が起こるまでは、こういった研究関係者の間でも、特に法律的な知的財産の知識が低かったというのもございますし、あと、実は公的機関は流出のリスクが高いというのは、こういった品種を開発したということについて、税金で開発しているので、それを秘匿することが難しいということがありますので、こういう新品种を作りましたという情報が出ると、それを何とかして入手しようという人たちがやってくるということ。

現在、育成者権管理機関というのはまさに農研機構を中心に、こういった民間の人たちにも共通して、一元的に管理を行う日本全体の仕組みを作ろうということでございますので、農研機構も今そういった法律家等も活用して、日本全体の知的財産を守って、しかも守るだけではなくて、ライセンス等もし、有効活用をしていくというようなことについて、主導的に検討していただいているところでございます。以上でございます。

○中嶋部会長 他の局から。消費・安全局からですかね、お話をお願いいたします。

○消費・安全局長 消費・安全局長でございます。

まず、補足ということになりますけれども、合瀬委員、それから二村委員の方からございました、表示の関係については、今、大臣官房の方からも基本的な状況を説明をさせて

いただきました。

これから消費者庁が、ある意味一元的にこうした表示の規格、制度の規格というのは担当しておりますので、検討されていくということだと思っておりますけれども、この基本法の16条にありますとおり、8ページにあります。消費者の合理的な選択に資するために食品表示の適正化を図っていくということが基本法で定められておまして、さらに16ページにありますとおり、これまでそうした考え方に従いまして、様々な表示、制度の拡充を図ってきているということでございます。

御指摘のありました、加工食品の原料原産地表示についても、この16ページの左の方にあります。まず、加工食品2品目から義務化が始まりまして、以降、順次対象品目を追加し、2022年には全加工食品に拡大されたということでございます。拡大に当たっては、二村委員の方からありましたとおり、いろんな議論があったわけでございますが、基本的には消費者の合理的な選択に資するためという観点で、どのような表示制度が望ましいのかという観点から制度の拡充を行ってきたということでございますし、最後の17ページの農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略、17ページの一番下に盛り込まれた考え方の中にも、輸出促進と食料消費の合理的な選択の双方に資するためという観点から、国際表示基準との整合性の観点も踏まえ、見直すというふうにしておりますので、当然ながら、これまでのいろんな議論を踏まえての検討が行われるものというふうに考えているところでございます。

それから、二村委員の方からは、食品安全の確保について御発言がありました。BSE問題に関する調査検討委員会等の報告を受けて、現在の食品安全基本法、さらにはリスク分析の考え方というものを食品安全行政の基本として、政府全体で取り組んできているということでございますので、引き続きそうした観点から、このリスクアナリシスの考え方ですっかり安全性の確保・向上を図っていくということが肝心だということはおっしゃられるとおりでというふうに思っております。

それから、中家委員の方からは、国内基準と、それから国際基準あるいは海外の基準というものの関係についての御発言があったところでございます。化学農薬も含めて、それぞれ各国の害虫の種類だとか気候、風土等により異なりますので、国によっていろんな基準値が異なるということは当然あるわけでございます。それを、一方的に適用するというようなことではなく、当然ながら、それぞれの科学的な根拠、例えば食べる量とかも踏まえた科学的な根拠をもって基準を設定し、運用していくという考え方、これは揺らぐこと

がないものというふうに考えておりますし、また、Codex等の国際機関の場で議論されていく中でも、例えば、日本では食べられているけれども、外国ではあまり食べられていないものとか、そういったものについても、これからおそらく議論が行われていくということになります。そういったところへの対応についても、私どもの方でしっかりデータを取り、あるいは科学的な根拠をもって主張していく、アプローチしていくということで対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。先に農林水産審議官の方から、御発言をお願いします。

○農林水産審議官 食品表示について、私、Codexの作業に長く携わっていたので、事実を補足させていただきます。

この表示の部分でキーワードになっていたのは、国際基準との整合性という言葉だと思います。国際基準で何が決まっているのかということでございますけれども、まず、食品安全と食品表示では全く種類が違うということをお考えください。食品安全ではリスク分析、食品表示というのはまさに消費者の選択の問題でございます。アレルギー表示を除きますと、食品安全の問題ではありません。そういう意味では、各国でいろんな扱いが異なっているので、Codexで議論をしてきています。

このCodexで決まっているものと決まっていないもので申し上げますと、例えば、先ほど来、この資料であった添加物については、どんな添加物を使っていいのかというのは、まさにリスク分析で決まります。ただ、使っていいとされたものをどのように表示するかということについてはCodex規格が定まっていますけれども、別に食品安全の問題ではないということです。

それから、二村委員から御指摘のあった原料原産地表示については、Codex規格では定まってはいません。定まっていないことが駄目なことなのか、どうなのかということで申し上げますと、この原料原産地表示は数年間にわたり、Codexで議論をいたしました。その結果、ルールは定めないという結論になったわけございまして、そういう意味では、その扱いについては各国に委ねられているという、そういう意味では国際整合的な観点というのは取らないという判断が、一応なされているといったような次第でございます。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。次に技術会議の方からですかね。すみません、恐れ入ります。委員の皆様にも3分と限っていますので、役所の方からは2分ということ

でお願いします。

○技術総括審議官兼技術会議事務局長 二村委員からは、農研機構とか立派なところがやるのはどうなんだと、育成者機関任せではいけないじゃないかと。まさにそのとおりなので、農研機構の話だけではなくて、品種登録してから、譲渡してから6年以内に出願するということが必要だったんですけれども、シャインマスカットは2006年に品種登録されました。ルビーロマンは2007年であります。それが6年以内に出願しないと、海外で全く効用がないんですけれども、9年が経過した2016年に海外へ出ていることが分かったんですけれども、そういったときに農研機構の育成者も海外に輸出するということが全く念頭になかったということもありまして、今後はちゃんと知財部門を作りまして、有望な品種につきましては海外で権利化するという事で、現時点で44品種ぐらい海外に出願しておりますけれども、こういった自らの努力も含めてしっかりやっていくということと、先ほどありましたように、育成者本人も権利というものをちゃんと認識して、ちゃんとやっていくということが大切でございまして、育成機関任せにしないということで、自らもしっかりやっていきますので、よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、輸出・国際局、それから農産局の順番でお願いします。すみません、手短にお願いいたします。

○輸出・国際局長 輸出・国際局長でございます。

香坂委員の方から、知財について、守っていく主体は誰なのかという御質問がございました。御指摘のとおり、JAですとか普及員、これらが、個別の農家に対して指導をする中で、知的財産の扱いについてもしっかりと指導していくということが必要だろう。これまで、なかなか知的財産権の扱いについてまで、こういった普及の中で、なるべく技術を広く知ってもらおうということに主眼が置かれていたんで、しっかり守るんだよ、クローズにするんだよというところがなかなかできていなくて、国としてもどうしたらいいのかという方法論を示していなかったところがあると思いますので、そこは今後示していきたい。育成者権管理機関について、これは海外での登録ですとかライセンスを仲立ちするような機関ですので、直接的に知的財産権の保護が主体になるということはないと思いますが、海外でのライセンスをする農業者なり、事業者が出てくると、その人が海外での流出、不正などを監視するという機能も持つことが期待できますので、そういった意味でも、この育成者権管理機関をよく活用していきたいと考えております。

あと、香坂委員から、ノウハウについて、個人レベルでなくて、やはり農業というのは集団で行っているの、それをなかなか守るのが難しいというお話がございました。私も、この「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」について、24ページにお示ししましたとおり、昨年3月、策定したときに、何が技術・ノウハウに該当するのかをしっかりと洗い出しをする、棚卸をする。その上でいかに管理していくのかという管理の方法を、個人レベルでなくて、それぞれの農協の生産部会などのグループで議論して決めていってもらおうということを指導しているというか、お願いしております。このガイドラインをうまく活用しながら、そういう組織の中でもしっかりと守る体制を作っていただければということで考えております。

あと、監視をGIなどについてしっかり行っているかという点でございます。農水省として、業者も使いながら、ネットで販売されているものについて、GIの違反がないかということも監視しております。その結果として、幾つかの事例については不正事例ございまして、これを事業者に対して直接外すようお願いをするということですか、海外の事例であれば、GI登録している外国政府に対して、その取締を依頼して、実際に摘発、外すというようなことも行われているということでございますので、引き続き進めていきたいと考えております。

あと、最後、二村委員の方から、技術・ノウハウについて、できれば横展開していくものという意識が強かったけれどもということでした。これについて、どこまでオープンにしていくか、どこまでクローズにするか。まさに、線引きが必要というの、そのとおりでございますので、このオープン・クローズ戦略というものをしっかりと農業者、生産者に浸透させていく中で、知的財産管理というのをうまく進めていきたいということで考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、農産局、お願いいたします。

○農産局長 手短に申し上げたいと思います。二村委員、中家委員から、備蓄についてのお話がございました。米については、国境措置がある中で、国内での生産、2001年当時900万トン超えたものが今700万トンということになっております。その中での水準ということになりますと、財政負担との関係も国民にしっかりと説明できなければいけないなというふうに思っております。

一方で、棚上備蓄方式になりますと、市場にもう戻ってこないということなんですけれども、現在、民間の中でもかなり在庫が高いときがございます。そういったものもどう評

価していくのかということも、今回の検討の中で考えていかなければいけない問題だと思っております。

一方で、小麦については、輸入するものについてのみ備蓄の制度がございますが、今後、小麦、大豆の国産化を進める中で、備蓄というんでしょうか、調整保管みたいなことも、豊凶の変動に応じて柔軟に対応できるやり方が、国内の小麦、大豆等の生産を伸ばす上では必須ではないかなというふうには考えられますので、先生方の議論も、応援お願いしたいと思っております。

もう1点、香坂委員から、オリンピックのときのGAPとHACCPの話がございましたが、前回の東京オリンピックのときに非常にGAPが進みまして、農家の方も生産者の方も、5年ぐらい掛けて、こういったものの準備をしていただきましたので、これも1つのレガシーではないかなというふうに考えております。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。ここら辺にさせていただければと思います。

それでは、次、いかがでございましょうか。では、柚木委員、寺川委員、それから三輪委員、山浦委員、吉高委員の順番でお願いいたします。柚木委員。

○柚木委員 御説明ありがとうございます。私の方から、2点お願いしたいと思います。

1点は備蓄の関係です。6ページのところで、総合的な備蓄の考え方ということの中に、最初の①で国内の生産余力という表現が使われているんですけども、これは具体的にどうということかなということです。

1つは、これ、要は農地の使い方も含めて、そういうふうな観点で、今耕作していなくても、いつでも必要な作物が作れるような状態を広く確保していくというふうな観点も、この中に取り入れて考えていく。私、個人的にはそういう考え方もある必要ではないかというふうに思うんですけども、この辺の考え方があれば、少し教えていただければと思います。

それから、災害等の関係で、家庭内備蓄という言葉もこれまで使われてきたと思うんですけども、そういうふうな考え方なり、取組ということについて、このことも検討を進めることが必要ではないかなというふうに思います。この点でも、また、役所の方のお考えがあれば、お聞かせをいただければというふうに思います。

2点目は、知的財産の関係です。先ほど、お話がありましたように、知的財産に関する規定は大変重要なことだと思いますし、基本法の中での位置づけということも必要だというふうに思います。一方で、農業における技術とかノウハウについては、ある意味では地

域の中で、また国内で、いろいろ横展開を図る中で相互に技術の向上が図られてきた経緯もあると思いますので、この点は何でもクローズにすればいいということではなくて、技術とかノウハウによっては広くみんなで活用しながら、内容を高めていくというふうなことも考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

これまでの議論で、農業に関わる人をできるだけ多くしていこうというふうなことで、半農半Xとか含めた農政の推進を図る方向も打ち出しをされているわけでありますけれども、一方で、技術的なところでいろんな営業秘密というふうなことになるときに、知らないでやってしまって法律に違反するというふうなことが多発するようなことがあってもよろしくないのではないかというふうに思います。こうしたことの仕分けといいますか、考え方の整理ということについては議論を深めていく必要があるというふうにも思いました。以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。それでは、寺川委員、お願いいたします。

○寺川委員　いわゆる米の備蓄なんかを請け負っているもの、それから食料・食品の輸出入をやっている実務者としての意見を少しお話しさせていただきます。

米については、どんな米が一体備蓄に回って、過去の震災も含めて、使用実績が一体どうだったのか、将来予測も踏まえて備蓄数量は検討すべきで、余剰米等々あれば、どんどん輸出促進をしていくべきではないかというふうに思います。

小麦については、安定供給ということを見ると、やはり備蓄ということになるでしょうが、国内であろうと海外であろうと、結局、コストが掛かる話です。日本において考えても、高温多湿の中で虫の問題とかいろいろ、サイロの中で品質劣化が起こる可能性もあるし、だったら海外ということになるんでしょうけれども、海外も必ずしもうまくコストを安価で輸入できるとは限らないわけで、倉庫のコストもありますし、生産地の農家にとって、日本向けがいかにもメリットがあるかということを示さないと、栽培農家というのは出てこない。結局、誰がどう負担するかというところを決めないと、誰も動きようがないというのが実態だと思います。

また、大口の契約をやっても、ブラジルのような国だとノン・デリバリーがどんどん発生します。実態としては、契約をしたからといって、確保できるものではない。結局のところは、GGベースとかで、同盟国に近いようなアメリカとかカナダとか豪州とか、そういう国々との枠組みを決めていただいて、その中で民間に備蓄をさせていくんならさせていくというような形を取って確保していかないと、なかなか単純に海外での備蓄というこ

ともうまくいかないのではないかなというふうに思います。

一方で、肥料ですけれども、これも3か月肥料を備蓄するということが自体は、今の情勢を考えるとそういう結論なのかもしれませんが、肥料というのは春肥で、ほとんど2月から5月の間で使われると思うんですね。その後は閑散期です。その後の間の備蓄をどうするのか。肥料価格というのも、この1年の間で、いまやピークから見れば、今日現在、半額だと思います。それぐらいボラティリティがある中で、このリスクを誰が負担するのか。そういうことも検討していただかないと、実際に備蓄をする側にとっては、なかなか決断ができないというようなことにもなりかねないと思います。

最終的には、いずれにしてもコストが掛かるということで、国民を含めて理解を得ないと、なかなか難しいところかなと。

それから、食品の安全性については、国際基準に準じた形にするということがいいんじゃないかと私も賛成です。特に、輸出については、このまま行くと、基準に準拠できないならば、不利な戦いになるのは間違いないというふうに思います。国内においても、健康的な必要なニーズを満たすということを考えれば、内容物については、詳細な開示は必要になってくるものだと思います。

考えないといけない今後の課題としては、ゲノム編集だとか細胞農業とか、どんどん新しいものが出てくると思います。これはちょっと、安全性の議論かどうか分かりませんが、こういうものをどう検討するのかというのも大切だと思います。

あと、畜産については、こういう衛生管理だけではなくて、防疫体制をしっかりしないと、幾ら衛生管理をしても、昨今のように鳥インフルエンザがあつて卵がなくなるとか、こういう問題が出てくるわけですから、やはりそれを支援、国の支援というのをどういう体制を作るのかということが、予防体制が必要かなと思います。

それから、知財については、自分は企業家精神がやっぱり足りないんじゃないかなと。本来、農産物の考え方というのは、あまねく人に必要な農産物と特殊品とか高級品とか、これは分けて考えるべきで、こういうものは輸出で儲けようとするのが普通かなというふうに思います。そうやって、儲けるということを考えるのであれば、その時点で既に海外の品種登録ぐらいはするのが当たり前で、イチゴなんかの例も聞いていますけれども、中国でいろんなイチゴの品種登録が出回っている、日本のものが出回っている、もう押さえられちゃっているとか、そういう話も聞きます。やっぱり、大きな規模で企業化をすることによって、こういう知財の管理だとか、栽培の技術だとか、品種特性に応じた生産基

盤の管理のデータとか、一元的に管理できますんで、そういうふうな農業に持っていくのも方向性ではないかなというふうに思っています。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 三輪でございます。2点、申し上げたいと思います。

まず、1つ目が輸入食品の安全管理についてです。先ほど、御説明いただきましたように、国産のものにつきましてはHACCPに沿った衛生管理が制度化、義務化されて、今までよりもいろんなところに気を配りながら、手間を掛けながらやっているわけですが、それに対して、輸入品については、やはりHACCPのところは、まだ緩い部分が相対的に出ているのではないのかなというふうに思います。また、我が国から輸出するときには、EU中心にかなり厳密な管理が求められている中でということと比べますと、かなり、一方通行的な形になってきているのかなと思っております。

当然ですが、いきなり全て厳しいことをする中で、輸入の安定性が損なわれるというのは避けないといけないというのはございますが、先ほど御説明ございましたように、国民の健康の観点と、あと産業競争力、特に後者の部分ですね、その視点というのは今回の基本法の中でもしっかりと入れていくべきなのかなというふうに思っております。

国産のものがわざわざ不利になるような、若しくはコスト高、コストの不公平感があるような形の制度というのは、やはり見直す必要があるのかなと。

あとは、欧米のように、ある種の非関税障壁のような形で振る舞っているものもありますが、そこら辺も含めて、トータルでですね、やり過ぎる必要は当然ないと思いますが、我々が不利にならないような、農業者の方々、事業者の方々が、若しくは食品企業の方々が不利にならないようなところの公平性というのはしっかりと担保すべきかと思えます。

続きまして、知財の点でございます。シャインマスカットの件につきましては、やはり、中長期のビジョンがなかった中での、打つ手を打っていなかった、打つべきことをやっていなかったというところだと思いますが、そこで今どんどん改善されている中で、その次の一手として、悪意のあるものが無断で持ち出したという事例も出てきている。要するに、普及・啓発して、生産者の方がしっかりと管理していただける、種苗会社が管理いただける、若しくは研究所もしっかり管理する中で、それでも無断で持ち出すという事例がやはり出てきておりますので、そうなった場合に、海外で勝手に使われていたものをどう早めに見極めて、見いだして、そこに対して手を打っていくのかという、そのモニタリングの

機能というのは強化すべきなのではないのかなと思っています。

今の状況だと、海外で育成者権等を登録しても、無断で使われているものが見えてこない可能性があるんだと思います。シャインマスカットという名前じゃなくて、少し変えたものを、例えば出して、人気の品種になったとして、果たして、現地の報道以外の形で、今しっかりとスクリーニングできるのかというところは問題かなと思いますので、先ほど御紹介いただいたフランスのシカソフとかを含めて、海外の事例で、どう、無断栽培とかを見いだして手を打っているのかということも、また是非、御教示いただければと思います。以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、山浦委員、お願いいたします。

○山浦委員 説明等、ありがとうございます。今回の備蓄、食品安全・表示、また知的財産については、個別農家、生産者の立場からして考えたときに、なかなか対応しにくい問題が多いなというのが正直な感想ではあるんですけども、まず、備蓄の観点からいいますと、6ページにあるとおり、総合的な備蓄の考え方という中で、個人的には海外生産地などを複数持つことでのリスクヘッジ等もありかなとは思っている中ではあるんですけども、これについての例えば前例であるとか、他国の例みたいなのがあれば、もしあれば、それを御教示いただきたいなと思っております。

また、ちょっと備蓄に関しては私の知見があまりにも薄いものであれなんですけれども、実際、備蓄に関しては、有事のときや、不作等のときにどのように使われて、また、それがどのように補てんされているのか等も、ちょっと改めて御教示いただければ嬉しいです。

食品安全・食品表示等については、どちらかというと、先ほども言われたとおり、ただ我々の首を絞めるような形というよりは、やっぱり生産者はもとよりですけども、一般消費者等の意識を上げることによってしっかりそれが選ばれるような形、つまり国内外で選ばれて、それがよいものだというような教育、若しくは広報等をしっかり固めた上で進めていくという形ではないと、ただただ我々の締めつけが、生産者の立場として、引締めというか、管理が難しくなるだけであるならば、我々としてもかなり抵抗というか、ハードルが高くなるだけになっちゃうので、その辺は気を付けながらやっていただければなと思っております。

知的財産については、海外への流出が絶えないというか、かなり初期の段階で流れていくという部分においては、本当に計画性がなかったという部分で、今となればたちごっこ、それを探そうとしてもたちごっこになるんじゃないかなという中でいうと、二村委

員等からもありましたとおり、やっぱりオープンという考え方もあるのかなと。

23ページにもあるとおり、管理のやり方については、どういうやり方がよいのかというのはまだまだ議論の余地はあるかなと思いつつも、やはりしっかりライセンス発行をして、しっかり育成者に対してロイヤリティが発生することを基礎として、やはり日本の品種の改良技術、その高さ自体をブランディングして、しっかりその時点での価値、ブランディングをしていくというのも1つの日本の手立てではないかな。

その上で、やっぱり栽培技術の中で、日本のシャインマスカットと中国や韓国のシャインマスカットが全く同じ味になっているかということ、私もしっかり食べ比べはしてはいないんですけども、おそらく違うものになっているんじゃないか。そういう意味においては、オープンにすることで、改めて日本の栽培技術の高さであったりとか、日本で作られたものが、日本で栽培され、そして日本の農家によって作られたものがやっぱり最高だよねという形に持っていくことも可能なんではないかなと、聞いていて思っていました。

なので、ただただ守るという部分だけではなくて、オープンにすることで、改めて我々の技術であったりとか、品種改良技術も含め、それを武器として攻めていくような形も取り入れることも可能なんではないかなと思っております。私の方からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、吉高委員、よろしいですか。御発言いただけますでしょうか。

○吉高委員 どうもありがとうございます。発言の機会をいただきまして、恐縮でございます。

まず、備蓄に関してなんですけれども、有事、不作以外に震災、戦争などもあるということで、ただもう1つ、少子高齢化という長期的視点を考えますと、今ESGの関連からも多くの食品加工業が健康食品への転向もしております、食のスタイルや需要も随分変わってきているので、今日のお話も伺ってもそうですが、これまでもそうなんですけれども、非常に中長期視点が基本法内には欠けているのかなと思っておりましたものですから、もう少し将来の姿を考えての食料の総合備蓄を考えていただく、バックカスティングに関して考えていただければいいのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

肥料についても、世界的にはリンと窒素の使用は、もう限界に来ているということで、様々な肥料の在り方も国際的には変わってきておりますし、以前、私、ODAの開発協力大綱の改定の話もしましたがけれども、海外との関係では、先ほど寺川委員もおっしゃっていましたが、今のサプライチェーン危機の観点から、海外になるべく頼らない形での

政策を考えるということの方がいいようには思っております。

あと、リスク管理の表示の視点ですけれども、これは多分食品表示だけではなくて、国際的にこういった「標準」の策定・見直しというのは非常にスピード感が高く進んでおりますので、できればグローバルでこの産業をということであれば、国際的な標準の方に合わせていくことが必要だと思います。ただ、アジアはアジアの特徴がありますので、そこはインプットする。これもやっていただきたいと思うんですが、基本的に、お聞きしていますと、非常に日本特有の当たり前が見過ごされているところが、もしかしてあったのではないかなというふうに感じておりましたから、どこが当たり前のこととして見過ごされていたのか、優先課題を洗い出して、是非、解決していく方向に持って行っていただければと思います。

また、育成者権管理機関、大変期待したいと思うんですけれども、できましたら、啓蒙・啓発の中で、例えば儲けることによって表彰するとか、知的財産を守ったから表彰するとか、なるべくインセンティブの部分を作っていただくという方が、リスクリスクですとハードルが高くなりますので、そういった形でしていただければなと思っております。

最後、この食料安全保障強化政策大綱について、ちょっと御質問なんですが、ローマ数字でⅠの方で、肥料の部分ですとか、あとは海外の依存からの脱却ですとか、それから適正な価格で食品ロスやフードバンクへの支援などとかってあるんですけれども、これは、みどりの食料システム戦略と同義かなとも思ってしまって、かつ、ローマ数字Ⅱの方の下の方だけにグリーン化で「みどりの食料システム戦略の実現に向けて」と、ここだけ強調して書かれている、その理由というのは、何かあるのかを教えていただければと思いました。

私自身は、欧州のFarm to Fork戦略は、この上のⅠの方も含めた内容と思っているので、Ⅲのグリーン化だけに、この「みどりの食料システム戦略の実現に向けて」が入っているのがちょっと分からなかったもので、そこだけ御質問させてください。以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長　ありがとうございました。一旦、ここでまた区切りたいと思います。それで、ちょっと皆様から、各局から御発言いただきますと、なかなか、委員の御発言、最後まで行きつかない可能性があるのも、とりあえず、まとめて総審の方から御説明いただくことにしますが、今の最後の吉高委員からの御質問に関しては、もし、関係部局からお話しいただいた方がよければ、それはそうしてください。それで、吉高委員は3時までに御

退室というふうに伺っておりますので、それを先にお願ひできればと思います。

○吉高委員 御配慮ありがとうございます。

○総括審議官 まず、吉高委員から説明がありました大綱の関係ですけれども、これは、まず、大綱の内容について御説明をしたとおり、今回この基本法の議論を行っている中、大綱について定めた最大の理由は、食料安全保障に関する政策というのを、去年、第2次補正予算で措置をしたものを継続するという観点から、食料安全保障強化の重点対策というのは、そういう補正対策のあった予算について特記をしております。委員御指摘のとおり、そういったものの中には、みどりの食料システム戦略というものと重複するところもかなり出てくるというふうに、我々としても認識しております。その2つ目に書いているように、今、基本法の中での政策の方向性の議論をしておりますので、そういった中で再整理することが必要と考えておりますので、この議論を踏まえて、この大綱についてももっと総合的な形での見直しというのを行っていければなというふうに感じております。

引き続きよろしいですか。まず、私の方からということで、備蓄については、農産局長から補足をお願いしたいと思いますけれども、基本、備蓄の提案はまさに柚木委員が言われたように、今後、効率的な備蓄をやっていく方策を、これから国内の一か所で定めるということでなくて、検討していこうということ。その中には、御指摘のような国内生産であるとか、当然、家庭内備蓄という、そういうことも想定していきたいと思います。

いかにコストの増加を抑えてやっていくかという観点から、寺川委員の御指摘もありましたけれども、今後、具体的な施策の中で、そこについてはしっかり議論をしていきたいというふうに考えております。

また、知的財産について、何点か指摘ございますけれども、まさに寺川委員のおっしゃるのが正しくて、こういった知的財産を使って、最大限利益につなげるという意識がないので、今の日本というのは、そういったしっかりしたオープン戦略に基づいて共有することでもなくて、単純にだだ漏れというのにかなり近いような状況でございますので、クローズにすることによって、最大限に自分が利益を得るのか、オープンにすることによって、取引等の裾野を広げていって、それを利益につなげるのかと、これはまさに知的財産を持っている人が選択するということが一番重要だと思っておりますので、自分が持っている知的財産を最大限に活用して、利益を最大化していくというようなことを考える経営者と、また育成者権者というのを育成していくということが重要かというふうに考えております。この他、では、農産局長の方から補足があれば。

○農産局長 吉高委員の御質問の中の特に肥料でありますけれども、肥料は、窒素はともかくなんですけれども、リンとカリが国際的な偏在が激し過ぎて、これについては原料がないとやっていけない状態になっております。このために、海外との関係ということで、モロッコ、それからカナダ等、友好国に対して外交努力、それから大臣、政務官、副大臣が外交の機会を使って、かなり関係の構築を今進めています。

一方で、国内にある堆肥だとか下水のコンポスト等も使うようにしているんですが、それを全部効率的に使ったとしても、海外からの肥料原料がないととても生産が続かないというところもございますので、国内のものと海外のものと両方とも進めていく、これが基本的な考えだと思っています。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。三輪委員の方から、シカソフも挙げていただきながら、海外での無断な適用事例をどのように摘発するか、監視しているのかという辺りの具体例を教えてくださいということと、山浦委員から、これは備蓄の方ですけれども、海外生産の協力の在り方でしょうかね、他国の事例、備蓄の補てんの仕方について、例を挙げていただければという御質問だったように思います。いかがでございますか。

○総括審議官 三輪委員のシカソフの例というのもありまして、やはり海外での使用というのは、監視するというのはかなり難しい。これ、ヨーロッパにおいても結構あるというふうに聞いておりますけれども、基本、そういった種苗の流通業者というのは限られますので、その流通業界をしっかりと見張る。基本的に中国等はかなりの流出先なんですけれども、中国の場合はほぼ日本の種苗名で、変えることなく流通をさせるということが多い。なぜなら、そうしないと買ってもらえないからということでございますので、流通をしっかりと管理するというのもございますし、やはり出させないという形では、国内から持ち出す、これはもう既に商流が出来上がっているというものがかなり多いと思いますので、そういったところを監視して、輸出をするという人に対して、発見したときについて、これはもし国外に持ち出すということを制限するものであれば、しっかりと行政的な、場合によっては刑事罰みたいなものを対象にやっていくということをしつかりしていくということが重要なと。

基本的に、なかなか流出というのは長期的には止められないということもございまして、海外でも基本的には長期的視野で、タイムマネジメントで、やっぱり日本のものだというのが定着するまではまずしっかりと守る。おそらく、それが過ぎていったときには、むしろライセンスをさせることによって、独占的に契約する人の方が自分のビジネスなので、

しっかり市場にも目配りできて、しっかり監視してもらえるということもありますので、そういった、ずっと守り続けるというのは実際おっしゃるような難しいと思いますので、そういった時間の経過も踏まえて、段階的に海外にライセンスするというようなことも踏まえて、考えていくことが重要かというふうに思っております。

○農産局長 寺川委員、山浦委員から、備蓄の話。まず、米でありますけれども、毎年20万トン、国内の米を買い上げて、棚上げにして5年間、それで約100万トンということなんですが、その後、基本的には主食用に影響を与えないように、加工用あるいは飼料用に売っております。

ただ、一方で、海外ということでありまして、ODAの1つとして、海外に食糧援助という形で出しているところでございます。大体10万トンぐらいのうちの半分がこの備蓄の国産の米を出しているという状態であります。

一方で、海外から要請がないのに出すというわけにもいきませんので、それについては、余れば海外輸出という、そういうふうにできる状態ではないということでございます。

それから、有事の時にどうしているかということなんですけれども、備蓄用についても、東日本の震災、それから熊本地震等に、有事の時には備蓄を数万トン、あるいは精米にしたものを何百トンという形で供給をしております。

また、肥料についても、春肥だけではなくて、秋肥、大体これが春肥の方が多いんですけれども、6対4か7対3ぐらいだと思いますけれども、その中で、海外から、やはり肥料原料の中で、特にカリとリンについては、一定程度保管をしておかないと、次の期に製造すること自体ができなくなるということで、今備蓄についての制度を入れ始めているところでございます。基本的に、これは各会社が任意で選択していただくということが基本だろうというふうには思っております。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。まだ御返答いただくことがあるかと思いますが、とりあえず、委員からの御発言を優先させていただきたいと思います。それでは、高槻委員、茂原委員、清原委員、大橋委員、お願いいたします。

○高槻委員 高槻です。事務局資料の20ページに、東南アジア等で、中国産あるいは韓国産のものが発見されたというような形で書いてあるんですけれども、私、結構頻繁に東南アジアに行くんですが、マレーシアあるいはシンガポールなど、都市部の高級な総合スーパーマーケットにおいては、こういった形で売られているのは「発見」ということではなくて、もう常態化しているというふうに認識された方がいいと思います。

ただ、三輪委員からもあったと思うんですけれども、全く同じ品質ということではなくて、基本的には日本産のものに一番高い値段が付けられており、続いて韓国産、そして中国産というふうに品質の差というのは認識された上で売られています。

一方、こういった状況をどういうふうに、特に海外で権利化されているものの場合にどのようにそれを守るかという観点、これは、23ページだと思うんですけれども、この右側の方の図式にある警告・差止め等が実行力を持つという意味で大事だと思います。スーパーマーケット、小売りの現場でそういったものがあるということを見つけるのは簡単なんですけれども、では、「そういったものがどこで作られているのか」、中国産という表記がありますけれども「中国のどこなのか」、韓国産という表記がありますけれども、「韓国のどこなのか」というところを確認するのは極めて難しいと思いますし、そういう意味では、ここにあるような専門の管理機関、名前がこれでいいかどうかはありますが、こういう専門の機関があって、そういうところが実際の警告・差止めをやらないと、もう実際の管理、権利の維持というのができないレベルにあると思っております。

なので、ここに書いてあるとおり、こういった法人の設立を目指すというのは極めて重要ではなかろうかと。つまり、日本側の生産者の方が、ここまで、自ら守れというのはほぼ実態としては無理なんじゃないかというのが、東南アジアで様々な現場を見ている私の感覚でございます。私からは以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。続きまして、茂原委員、お願いいたします。

○茂原委員 大変お世話になります。お願いします。

まず、今日、備蓄のお話もいただきました。備蓄の問題は、食料安全保障のまず要であるというふうに考えています。これまで、あまり意識することがなかったわけですが、このような国際情勢の悪化によって、今後、なお一層、重要な課題になるのではないかなというふうに思っているところであります。

小麦や穀類などの輸入に頼っている品目については、これまでの備蓄水準でよいのか。備蓄の現状や、難しいと思いますけれども、今後の見通しなどをまず示してもらって、備蓄の在り方について、これからさらに検討することが必要ではないかというふうに思います。

そして、肥料も心配でありまして、肥料価格の高騰が今ニュースでもよく報じられていますけれども、今後もこのような状態をキープすれば、単なる財政支援だけではもう難しい、解決しないのではないかというふうに考えます。

この部会でも、化学肥料の削減や有機農業の推進が紹介されましたけれども、まさに化学肥料から有機肥料への切替え、これは言葉では簡単でありますけれども、現実是非常に難しく思います。今回は、用途、コスト等を考えると、容易ではないかなというふうに思います。これを行うには、しっかりとした計画といいますか、援助が必要なんだろうというふうに思っております。

部会での議論を最後に取りまとめる際には、食料生産を支える穀物や肥料の備蓄の在り方について、そして、生産者や消費者の知識や行動の改革につながるようなメッセージを示す必要があるのではないかなというふうに思います。

そして、食品の安全については、輸出の促進をされている中でありますけれども、科学的な知見に基づく統一的な国際基準の設定に収れんしていくのが望ましいと思いますけれども、リスクの評価などについて、考え方の違いが多少残るのではないかなと思っております。

まず、食品安全管理については、必要な見直しを当然進めるべきであると思っておりますけれども、当面、輸出が見込めない農業もあるなど、生産現場の実態に即した対応も必要だというふうに思います。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。次は、清原委員、その後、大橋委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。

大体、聞きたいことを他の委員の方が聞いてくださっているので、2点だけです。

まず、たくさんお話が出ている備蓄なんですけど、今日、穀物のことが中心で備蓄の話がされたと思うんですが、穀物以外の食料品ですね。やや加工された食料油であるとか、そういったよく使われる食料品の備蓄などについても少し考える必要があるんじゃないかなと、今日お話を聞いて思いました。

コロナ禍の初めの頃ですとか、あるいは大震災の後などに、一時的に特定の食品が足りないといったようなことで、消費者がパニック的な行動を起こすことでやや需給が逼迫するようなことが見受けられたかと思うんですが、そういった場合に、国内に食料品はあるということを、多分、公的な機関からたくさんアナウンスが何度もあったと思うんですね。そういった情報がやはり過剰な買占め行動などを抑制して、結果的にパニックが大きくなり、需要の高騰を落ち着かせたというような結果もあると思いますので、やはり、我が国の地理を考えれば、同じ国土の上に食料品があるということが、消費者のいざという

きの行動にもすごく影響を与えるんじゃないかなと思います。

そのためには、やはり食料の備蓄について、穀物もそうなんですが、ある程度の食料品について、何らかの法的な位置づけをするというのが必要で、その上で最も効率的な方法を考えるということが必要なんじゃないかなというふうに思いました。

2点目が、知財のことについてなんですが、こちらもたくさんの御意見とか出ていたと思うんですが、早急に、事務局説明の23ページのような体制を、強力な品種の育成者権管理機関を構築してもらいたいです。できるなら、海外にもライセンス供与をして、その収益を国内の研究開発に還元できるような仕組みを、将来的にはできるんじゃないかと、さっき御説明もありましたけれども、そういったことをするべきじゃないかなと思います。

それと併せて、では、そういった管理を今のところ、事業者がすべきでは、あるいはそうではないという、いろんな御意見聞いていたんですが、やはり国費を投じて開発したものが、今ここまで外に流出したり、既に作られているということですので、まずそれは国が責任を持って収束させるべきだと思います。

輸出戦略などが、事業者とか地方自治体の政策競争みたいになっていたところがあって、自治体任せになっていた側面もあるんじゃないかなと思います。人的な資源などを考えると、ちょっともう自治体とか事業者に任せていたのではコントロールできないと思いますので、まず、そういった事業者が活動できる土台を作る意味で、国が責任を持って、まずは管理するという仕組みを作るべきじゃないかなと思いました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。2点申し上げます。

1点目は備蓄についてであります。現在の法律にあるように、食料の安定供給のために備蓄を、輸入と組み合わせて適切に行うという考え方は、私、正しい考え方だと思いますし、引き続きしっかりやっていくべきだと思います。

ただし、前提としてあるのは農業の生産の増大を図ることを基本とするということが、非常に重要だと思います。この点を外すことなく、例えば価格の形成とか、あるいは経営の安定のためというふうな政策目的も混ぜると、経済学では、1つの政策ツールで複数の政策目的を達成しようとする、両方とも達成できないという話があってですね、この食料安定供給というのは、それだけ重要な、やはり政策目標でありますので、その政策目標に対応する政策ツールとして、しっかり備蓄を位置づける。その前提としては、農業生産の増大を図ることということがやっぱり重要だと思います。

そのために、やはり、ある程度の農地のバッファは必要だと私は思います。そういうことを考えてみると、いわゆる食料生産に併せて、エネルギーの生産についても農地を使っていくという考え方をしっかり位置づけるべきではないか。エネルギー生産について、食料生産のバッファとして、ある意味農地を活用していく。そうした中で、その担い手を、さらに厚みを増していくというふうな考え方というのは非常に重要だと思います。バッファを持つために農地を遊ばせておくわけにはいけないので、そういう意味でのエネルギー生産への活用ということであります。それが1点目です。

2点目は、知的財産に関してであります。我が国が本来クレームすべき、その権利が流出し、それを基に、新たなる、さらなる品種改良が我が国が絡まずして進められているということというのは、相当深刻に考えるべきだと思います。

こうしたことが基本法に規定されていないから起こっているのかと言われると、私はそうではないと思います。基本法に位置づけることは構いませんけれども、それを理由にすべきでは私はないというふうに考えます。

今回、ライセンスの一元管理を機関を通じてやるという考え方は、他の業界、例えば著作権とかでもやられている考え方ですし、権利者が相当多数、不特定多数に及ぶ場合は、特にそうしたやり方というのは効果的、特に利用を考えていく上での権利付与の効率的な考え方だと思います。

他方で、ちょっと、委員の話を伺うと、これを申請しない人がいるんじゃないかというふうな懸念もあるんじゃないかと思ひまして、そうしたものに対して、どうした法的措置が取れるのかというのは、ちょっとしっかり考えなきゃいけないのかなと思います。

公的機関がライセンスに関わっている場合であれば、例えば産業に関わる権利であれば、不競法を使ってしっかり摘発するということが可能なんですけれども、そうした刑事罰も含めて、しっかりした対応をこうした農業の中にも持ってくるということは重要だと思いますし、ここはもう、それ専属の人を置くぐらいの勢いで、しっかり日本の農業者が本来利益を得るべき権利というのを守っていただきたいなという思いでいます。以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。あと、お二方、齋藤委員、それから上岡委員に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤委員 ありがとうございます。私からは2点。

まず、1つは、備蓄ということで、今、米、小麦、それから飼料穀物となっているんで

すけれども、米は今まで説明ありましたとおり、100万トンの備蓄。この数量がいいか悪いかは別としまして、これで国内で過剰な米という産物の価格維持を図っている、1つの力になっているんだろうと思います。

次に、小麦。こちらの方は、質問なんですけれども、国家貿易で、小麦を国が仕入れて、製粉業界に販売する。そのときにマークアップ関税を頂戴して、さらに管理は製粉業者が管理していますので、そちらの方に保管費として国がまた出すということで複雑にやっているんですけれども、国家貿易って必要なのか、国が買う必要があるのかどうか。通常の、例えばライセンスを付与して、常時、流通量の何か月分は滞留するように、シンガポールの米なんかも全部そういう法律で、通常貿易でやっていると思うんですけれども、その辺がちょっと分からないです。

なぜかという、私は3年前から小麦を始めました。山形というのは、多分小麦では最悪の土地ということで、梅雨時期に収穫、それから秋の秋雨前線が来る頃、播種なので、大変なんですけれども、ようやく3年目にして、まともにできるかなという感触を持ちました。今、全国の現場の農家が本当に足りない穀物を作ろうということで、一斉に大規模の農家が動き出しております。その中で、小麦のお客様が、国は安定的に数量を獲得しているのであれば、国産を買う必要がないというおそれもありますので、是非、その辺も、国産も一緒に国が管理するんであればそうしていただきたいし、また、そちらのマークアップ関税がゲタ対策などの補助金の多分財源になっているんだろうと思いますので、その辺もうまく加味して、国産の数量が400万トンから今100万トンに落ち、それから400万トンぐらいまでは、我々、現場で今生産余力があるんだろうと思いますので、その辺を政策として推進していただければなと考えました。

もう1つ、シャインマスカットの件ですけれども、たまたま、先月、香港の取引先から、中国産は3分の1ぐらいの値段だねと。前は圧倒的に食味が劣っていたんだけど、最近、ものすごくおいしくなったという話がたまたま出ました。栽培指導でも、日本でやっているんですかと言われたんで、それでびっくりしたんですよ。単価は3分の1でそこそこの品質だったんで、お客様としては買う。選択肢がそのグレードということで見ていたので、買って食べたら、もう本当に日本と変わらないぐらいおいしくなっていたことに、日本人としてびっくりして、私にそんなことを聞かれましたので、そういう栽培技術とかの流出も、種子だけじゃなくて、一緒にあるんだろうなということで大変危惧いたしました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、上岡委員、お願いします。

○上岡委員 上岡でございます。

既に他の委員の皆様から多くの御発言がありまして、特に発言の必要もないかもしれませんが、御了承ください。私の方からは、簡単に2点発言させていただきます。

まず、備蓄についてですけれども、農産局長からも詳しくお話があったかと思っておりますので、発言にずれがありましたら、すみません。備蓄につきましては、財政負担の点は課題としてあるということでございますけれども、特に米、小麦についてですが、過去の有事における備蓄の取崩し等の動向ですとか、通常の流通の中で賄うことが可能な数量を踏まえつつ、有事に対応できる範囲においての備蓄量あるいは必要性の有無について検討することも必要なのかなと思っております。

また、備蓄の目的としての有事ということの範囲の整理や、それに対応した備蓄の形態あるいは各自治体での備蓄の状況、さらには昨今の様々な課題がありますが、食品ロスに配慮した備蓄の方法を、財政負担との兼ね合いを見つつ、御検討いただければいいのかなと思っております。

次に、食品表示につきましてですが、今後、農業所得の向上の観点からも、輸出を戦略的に進めていくということを考えることが必要なんだろうけれども、今日、事務局からも御説明ありましたとおり、Codex委員会等で策定されている国際基準との整合性の観点からの整理、見直しをして、輸出の阻害要因を取り除くことも重要かと思っておりますが、一方で、国内生産あるいは製造に不利にならないような対応と、また、関係事業者の皆様への周知、理解の強化が併せて必要なのかなと思っております。

特に、コメントを求めるものではございませんが、簡単ですが以上でございます。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、今の6名の方でしょうか。そこにつきまして、総括審議官の方から、お願いいたします。

○総括審議官 まず、私の方から説明して、2点ぐらい補足をしてもらえればと思います。

まず、備蓄の話、かなり多かったですけれども、総合的に備蓄をするということで、今後いろいろ検討してはどうかという方向性を提案をさせていただいておりますので、その中には、清原委員からありましたような、油糧種子の問題であるとか、対象をどうするんだ、どういうふうにやっていくのかということを議論していきたいということでございます。

あと、知的財産の話がございましたけれども、まさに基本法があるからという話ではないというのは、おっしゃるとおりでございます。農業の分野、これは官である農水省も含めて、あと民間でのそういった知的財産の、センスを持つ人をいかに育てていくかということが一番重要かと思っておりますので、既に取り組を開始しておりますけれども、農林水産業・食品産業というのはまさに知識産業だという考えの下、意識を改めていければというふうに思っております。

その他、いろいろありましたけれども、2点、エネルギー政策、農地の利用については経営局の方から。また、備蓄等の関連で補足がありましたら、農産局長の方から補足いただければと思います。

○中嶋部会長 では、農産局から、お願いします。

○農産局長 大橋委員、上岡委員、齋藤委員から、備蓄についてお話ございました。まず、米と小麦で全く備蓄が違います。米は国内で自給ができるものでございますので、大事なのは需給の安定のために備蓄をしているわけではないということです。齋藤委員が価格支持のためにやっているというふうに申し上げましたけれども、そんなことはございません。需給調整のために米の備蓄をやっているわけではございません。供給の安定のためということでございます。

それから、一方で小麦につきましては、今でも8割以上がもう海外から手当てをしなければいけない状態でございます。そのために、輸入する小麦、特に海外での港湾ストライキ等によって滞る可能性があったので、このように4.3か月分のうち2.3か月分を備蓄としてやっているわけでございます。

その中で、実際、有事がどこまでかというのがございまして、確かに港湾等もございまして、例えばウクライナの紛争のようになってきますと、今度はもともと輸出をしているオーストラリアですとか、アメリカですとか、カナダに対して、いろんな国から供給のオファーが来る。その中で安定的にというのは、なかなか、実は我々もオペレーションをやりながら、難しいところございます。これを民間の方に全て任せるのがいいのかどうかという問題がございまして。国と国家貿易でやっているために、価格が非常に上がったり下がったりします。そういったものを、基本的に買い入れた価格を基に半年間で売り渡して、価格を平準化するということは、実はこの輸入小麦については、国家貿易があるからこそ、今できている状態でございます。

このように、国内での供給という意味で、ほとんど輸入に頼っている小麦につきまして

は、国家貿易をやる意味というのは私は非常に強いと思っておりますし、国内の生産の方をこれから伸ばしていく中で、国内に対して、備蓄あるいは調整保管についての制度がないというところもあるといえはる。そこをどう考えていくか、増産をしていく中でどう考えていくかという問題はあるというふうには考えております。以上です。

○中嶋部会長 では、経営局の方から、お願いします。

○経営局長 経営局長でございます。大橋委員の方から、バッファーとしての農地ということで、エネルギー生産にも活用すべきというような御趣旨の発言があったかと思えます。例えば、バイオマスの原料を作るだとか、場合によっては太陽光みたいなのを想定されているのでしょうか。バイオマスの原料の生産というようなイメージでしょうか。

○大橋委員 補足する機会を与えていただき、ありがとうございます。

頭に置いていたのは、太陽光というよりはバイオマスとか、そういうふうな方向であります。ありがとうございます。

○経営局長 分かりました。いずれにしても、農地を有効利用していく上で、何を作っていくかという観点。結局、それぞれの農業経営において、収益といった形で経営にプラスになっていくというようなことが必要になってくるかというふうに思っています。そういった意味では、今後、例えばバイオマスの関係であっても、やっぱり需要を捉えて、そういったものを作って、それが経営にプラスになっていくというような循環を作っていくということが必要になってくると思います。農地の活用という観点からもそうですし、経営全体をどういうふうに見ていくか、そういった観点から総合的に政策を講じていくことが必要ではないかなというふうに考えています。以上です。

○中嶋部会長 あありがとうございます。よろしいでしょうか。ほぼ予定した時間ぎりぎりぐらいになってきてしまったんですが、一応、全員の委員の皆様からお話を伺い、今日、特別に役所の方から補完するような御説明をしていただきました。

今日の内容につきましては、今までと同様に今後の検討の中に反映させていただく、また考慮していただくということを期待しておりますけれども、今回、私がこの3つ、お願いいたしましたのは、全体説明の中で、取りこぼしというわけではないんですが、もう少し補足的に御説明いただいた方がいいのではないかなということで、特別に依頼しました。今日、委員の皆様からの御説明と、それから役所の方からのリプライを伺っていて、改めて、ここで取り上げた意義を感じたところがございます。

というのは、特に備蓄について、他の国々が少し減らしているのではないかなということ

に関して、総括審議官の方から、冷戦が終わったことによる国際体制の変更の中での判断があったのではないかとということがありましたけれども、今、改めて、そこについての新たな懸念が上がってきておるわけであります。

この基本法、そしてその前の新政策の辺りから、そういう国際体制がずっと続いていたときに、今ここで、もう一度立ち止まって考える上での1つの事案として、この備蓄というのは非常に重要な要素ではないか。これは、ただ、国内と、それから輸入との関係性の中で再構築、再設定しなければいけないということで、今回は考えさせられるところが多かったと思っております。

それから、食品安全・食品表示、知的財産、いろんな側面がございますが、輸出というツールを、国内を振興させる手法を新たに得てきているわけでございますので、そういった文脈の中でこの2つの事項は非常に重要であるし、今まで議論してきたとおり、今の基本法を立ち上げたときにはあまり意識していなかったことなんではないかということで、改めて、委員の皆様と共有ができたというのは大変よかったかなというふうに思っております。

まとめにもならない感想になってしまいましたけれども、一応、そのようなことを感じたことを申し述べます。

すみません、もう時間が少し過ぎてしまったんですが、最後に今後の進め方についてのお話をしたいと思います。

もし、この件につきまして御発言があればというふうに申し上げましたが、一番初めに、合瀬委員の御発言を私はとどめてしまったような形になったので、皆さんも控えてしまわれたようなところを申し訳なく思っております。先ほどの御質問については、この後、役所の方から御説明、御意見をいただきたいと思いますのですが、まず、今後の進め方についての御提案を見ていただければと思います。

資料4を御覧ください。これまで、食料・農業・農村基本法の4つの理念ごとに、制定から20年で大きな変化があったトピックを中心に有識者ヒアリングを行ってきました。これらを踏まえ、次回以降では、まず、基本理念から議論させていただき、その後、理念ごとに議論を進めていきたいと考えております。そして、それらの議論を踏まえ、とりまとめに向けた議論を開始し、本年6月に中間とりまとめを行えればと考えているところでございます。

この点につきましても、時間限られておりますが、もし、御意見があればと思いますけ

れども、一番初めに合瀬委員から御発言があった件につきまして、もしよろしければ、まず総括審議官の方から御説明いただけますでしょうか。

○総括審議官 今後、どういう形にしていくかということも、まさにこの検証部会で御議論いただきたいと思っているんですけども、我々が今準備しているもののイメージを共有させていただきますと、現行の基本法のときにも、2つのパーツの大きな報告書が出ました。1つは農業基本法の検証、それから食料・農業・農村基本法でどういう施策を書き込んでいくのかという、2つの報告があったわけですけども、その両者を併せるような、現行基本法の想定した事態、それからその情勢の変化。それを踏まえて、どういう基本理念であるとか、どういう施策の方向性を基本法の中に位置づけていくのかというようなものをアウトプットすることを想定しております。

ただ、当然のことながら、合瀬委員に言われたように、現行の規定で、ある程度読み込めるようなものでも、当然、基本法制定当時と、施策の在り方については変えていくべきものというのもあると思いますので、むしろ、そういうところにはそういう記述が必要じゃないかということについて、必要であれば、しっかり書き込んでいきたいと思いますので、それをしっかり御議論いただければというふうに思っております。

まず、できるだけ早期に基本理念のひな型ですね。これは報告書の原案となる部分について要約を示したようなものと、それについて過去にどういう議論がなされたのかというような、対比するような資料を用意したいと思いますので、できるだけ時間を設けて見ていただけるような形で共有できるようにしたいというふうに思っております。

○中嶋部会長 合瀬委員、何か御発言ございますか。よろしいですか。

全員の方々に御発言をいただくわけにはいきませんが、もし、ここで何か御意見を述べたいということがあれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上のような進め方を考えておりますが、これも御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。御了承いただいたということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題はここまでとしたいと思います。最後に、次回の日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

○政策課長 では、次回の基本法検証部会は、2月24日金曜日13時半からを予定してお

ります。また、詳細につきましては、調整つき次第、御連絡したいと思います。以上です。

○中嶋部会長 それでは、これをもちまして、本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 3 5 分 閉会